



広環保 第175号

平成14年9月19日

広島市長 秋葉忠利 様
(環境局施設部施設課)

広島市長 秋葉忠利
(環境局環境保全課)



玖谷埋立地拡張整備事業に係る環境影響評価実施計画書について (通知)

このことについて、広島市環境影響評価条例第10条第1項の規定により、環境の
保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見を別紙のとおり述べる。

玖谷埋立地拡張整備事業に係る環境影響評価実施計画書についての市長意見

玖谷埋立地拡張整備事業は、現在、本市の不燃ごみの大半を埋立処分している玖谷埋立地を拡張整備し、市民が日々排出する不燃ごみ及び可燃ごみの焼却残渣等を、環境保全上支障なく、適正に処分しようとするものであり、また、予定地は、広島市及び県内南西部の市町が主要な水源としている太田川流域に立地しており、市民生活との関わりが極めて深い事業である。

本事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、以下の事項に配慮のうえ、これを適切に行い、その結果を環境保全措置等に適正に反映するよう求める。

1 全体的事項

- (1) 玖谷埋立地は、平成2年度から不燃性の廃棄物を埋め立て、その後、平成11年に埋立容量を230万m³から340万m³に増加し、今回さらに、埋立容量を増加するとともに、期間も延長しようとするものであることから、これまでに実施した環境影響評価における予測、評価結果と事業予定地及びその周辺における環境の現況とを比較、検討し、その結果を今回実施しようとする予測、評価及び環境保全措置に反映させること。
- (2) 廃棄物のサンプリング検査結果や搬入事業者の指導状況等搬入管理に係る情報についても積極的に公開し、最終処分場に対する市民の不安の払拭に努めること。

2 事業計画

- (1) 一般廃棄物処理基本計画等の上位計画に定められている、広島市の今後の中長期的な最終処分場の整備方針を示し、その中での本事業の位置付けを明確にすること。
- (2) 廃棄物搬入計画量について、算定の基礎となる前提条件と今後実施しようとする減量化施策等を記載するとともに、個別の施策毎の減量化量と埋立量との関係を、具体的数値により年次毎に明らかにすること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等

(1) 水環境

ア 山間埋立地の整備においては、浸出水の漏洩防止が非常に重要であることから、実施を予定している水文地質調査の調査地点、具体的な調査内容及び結果の詳細について明らかにすること。

また、その結果に基づき採用することとした遮水、集排水及び浸出水漏洩モニ

タリングの諸元について、既存の該当する設備との関係も含め、その詳細を明らかにすること。

イ 現況の埋立地における浸出水、観測井等の水質の経年変化及び降雨による浸出水量の変化の状況について明らかにし、これも踏まえ、埋立地の存在、供用による水環境への影響を予測、評価すること。

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

ア 埋立地に出現しているカラスが、周辺の生態系に与える影響について、専門家等の指導、助言を得ながら実態を把握し、必要に応じ、適切な措置を講じること。

イ 事業計画地周辺の植物の生育状況調査については、維管束植物以外に、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類についても調査し、本事業がその生育環境に与える影響を予測、評価すること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保

事業計画地周辺では、遊歩道整備も計画されていることから、人と自然との触れ合いの観点からの現況を十分把握し、埋立地の存在、供用が人と自然との豊かな触れ合いの確保に支障を来たすことのないよう十分に配慮すること。